

令和6年度「宇都宮市空き家再生支援事業補助金」募集案内

本事業では、空き家を地域活性化に資する用途のための改修工事などに要する費用の一部を助成します。なお、審査基準に基づき、事業の審査を行うため、必ず採択されるものではありません。また、申請に係る工事は、補助金交付決定通知があるまで、契約及び着手できませんので、ご注意ください。

【補助要件】

○ 対象者

以下の要件をすべて満たす者としてします。

- ・ 空き家の所有者等と賃貸借契約又は使用貸借契約を締結する地域活動団体又は法人、個人であること。ただし、地域活動団体が当該空き家を取得した場合は除く。
- ・ 本市の市税を滞納していないこと。ただし、地域活動団体は除く。
- ・ 改修工事等を行う空き家を、補助対象事業の用途で、10年以上管理、活用、運営することができること。
- ・ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と関係がある者でないこと。

○ 対象物件

市内にある空き家で、以下の要件をすべて満たすこととします。

- ・ 昭和56年5月31日以前に建築されている場合、耐震補強工事を行うこと。
- ・ 所有権以外の私権が設定されていないこと。
- ・ 所有者等が本市の市税を滞納していないこと。ただし、地域活動団体が補助対象物件を取得した場合を除く。

○ 補助の対象となる工事

- ・ 空き家を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設など地域の活性化に資する用途に改修する工事が対象です。なお、空き家が昭和56年5月31日以前に建築されている場合、耐震補強工事が必須となります。

※ 「地域の活性化に資する用途」については、例として、自治会集会所、コミュニティカフェ、高齢者サロン、田舎暮らし体験施設、ギャラリー、アート教室、寺子屋などの営利を目的としない公共性のある活用が考えられます。

- ・ 補助対象事業は、市内に所在する事業者に請け負わせるものとしてします。ただし、暴力団員又は暴力団関係者が工事に関与するものは対象としません。
- ・ 補助対象事業は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の建築基準関係法規を遵守してください。

○ 補助件数

若干数

※ 予算の範囲内としますが、審査の結果、該当なしとすることもあります。

○ 補助内容

- ・ 改修工事にかかる費用の2/3（上限300万円）
- ・ 耐震補強工事にかかる費用の10/10（上限140万円）

【補助申請】

○ 申請期間

令和6年4月1日（月曜日）から令和6年6月28日（金曜日）

○ 応募方法

生活安心課に事前に相談の上、期限までに以下の書類を提出してください。

- ・ 交付申請書（別記様式第1号）
- ・ 補助対象物件の位置図
- ・ 補助対象物件の現況が確認できる写真（外観及び改修工事予定箇所）
- ・ 補助対象物件に係る不動産登記事項証明書（発行の日から1か月以内のもの）又は賃貸借契約書等当該補助対象物件を使用及び改修等する権利を有する者であることを証明する書類
- ・ 補助対象事業の内容が分かる図書（事業計画書、改修工事内容が分かる改修前及び改修後の平面図、見積書の写し、耐震診断に係る書類等）
- ・ 補助対象事業が交付申請者の総会等により決定したことを証する書類（交付申請者が地域活動団体又は法人の場合のみ）
- ・ 交付申請者の定款等（交付申請者が地域活動団体又は法人の場合のみ）
- ・ 改修工事等に係る誓約書
- ・ 市税等調査同意書
- ・ その他市長が必要と認める書類（設計書（金額入り）等）

（注意）当該補助制度における各種補助申請書については、これまで「署名・押印」または「記名・押印」を求めていたところですが、令和3年度の申請分からは、「押印が不要」となりました。なお、ご申請にあたっては、本人確認のため、窓口での「身分証明書（免許証やマイナンバーカードなど）」の提示・写しの提出をお願いします。（郵送によるご申請の場合は、「身分証明書の写し」）を添付してください。

【採択方法】

○ 審査

- ・ 審査会において、事業の公益性や継続性等について、審査を行いますので、必ず採択

されるものではありません。

- ・ 必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。事業計画書の内容については、できるだけ具体的かつ詳細に記載するようにしてください。

○ 採択

- ・ 採択にあたっては、条件を付す場合があります。

【注意事項】

- ・ 取得した空き家の改修については、地域活動団体のみ対象となります。
- ・ 事業の円滑な推進のため、事業内容について、空き家所有者や地域住民に対して、事前に説明を行うようにしてください。
- ・ 改修した空き家を補助対象事業の用途で10年以上管理、活用、運営することが必要です。補助金を受けて10年以内に事業を中止、又は事業者が変更となった場合、補助金交付決定を取り消す場合があります。
- ・ 補助金交付決定後、事業内容を変更することはできません。
- ・ 改修工事は令和7年1月末までに完了することが必要です。
- ・ 申請にかかる工事は、交付決定通知があるまで契約及び着手できません。
- ・ 改修工事等を行う際は、関係法令等を遵守してください。
- ・ 本工事完了後、実績報告書及び添付資料（見積書の工事項目毎の明細がある請求書及び領収書、写真（工事前、工事中、工事後）、改修後の最終図面など）を提出していただき、現場確認も併せて完了検査を行います。なお、完了検査が終了するまで申請した工事以外を行うことはできません。
- ・ 完了検査を行った結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金額を確定し、申請者からの請求に基づき補助金を指定口座に振り込みます。
- ・ 補助対象改修工事等における経費の収支を明らかにした書類、帳簿及びその他の関係書類を備え、当該改修工事の完了した会計年度の終了後10年間保存していただき、市で必要な場合、提供等していただく場合があります。
- ・ 改修工事等完了後、空き家の管理状況、活用状況、事業内容等について、毎年度必要に応じて、状況報告や決算報告をしていただきます。
- ・ 空き家の活用事例として、ホームページへの掲載等、市の広報活動にご協力をお願いします。そのため、協力することについて当該空き家所有者の承諾を得ておくようにしてください。
- ・ 交付決定者が「宇都宮市空き家再生支援事業補助金交付要綱」の内容に違反した事実が判明した場合、補助金交付決定を取り消す場合があります。また、交付した補助金の返還を求める場合があります。
- ・ 詳しくは、「宇都宮市空き家再生支援事業補助金交付要綱」をご覧ください。